

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 27 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第1項
処 分 の 概 要：警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3033)
備 考：